

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 29 年 9 月 1 日（金）

午前 10 時 00 分 開会

午前 10 時 45 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	宮 城 司
委員	呉 屋 等
委員	桃 原 功
委員	上 地 安 之
委員	伊 波 一 男

副委員長	米 須 清 正
委員	佐 喜 真 進
委員	平 良 眞 一
委員	島 勝 政
委員	我 如 古 盛 英

議長	大 城 政 利
----	---------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（1名）

—	知 念 吉 男
---	---------

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（3名）

局長	東 川 上 芳 光
議事係長	中 村 誠

課 長	多 和 田 眞 満
-----	-----------

○ 協議案件

1. 第 408 回定例会の運営について

2. その他

① 「第 2 回議会報告及び市民との意見交換会」における市民意見に対する回答について

② 「議員が提出する決議、意見書のみで開催する臨時会に係る議運」について

議会運営委員会（要旨）

平成 29 年 9 月 1 日（金）

○宮城司 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前 10 時 00 分）

【協議事項】

第 408 回定例会の運営について

○宮城司 委員長 第 408 回定例会に上程される案件は、補正予算 7 件、条例 6 件、決算認定 8 件、契約 3 件、報告 6 件、諮問 1 件の合計 31 件となっている。

まず「一般質問の時間制限」については、従来どおり答弁を含めないで 1 人 30 分以内とすることでよいか。

（異議なし）

○宮城司 委員長 次に「早期採決」について、市当局から、議案第 48 号の 1 件について、9 月 20 日（水）までに採決いただきたいとの依頼があるが、そのとおり進めてよいか。

○上地安之 委員 同案件は毎年 9 月定例会で早期採決の手続きが取られているのか。

○事務局 毎年、同時期に国保特会や介護特会で同様の手続きが取られている。

○宮城司 委員長 本件については 9 月 20 日（水）の本会議において採決することとしてよいか。

（異議なし）

○宮城司 委員長 次に「陳情書等の取り扱い」について、9 件の陳情が提出されており、1 件ごとに協議してまいりたい。

まず「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情」の取り扱いを協議していただきたい。

○伊波一男 委員 上程する方向でよいのではないか。

○佐喜真進 委員 異議なし。

○我如古盛英 委員 上程。

○島勝政委員 上程。

○宮城司 委員長 本件については「本会議へ上程する」ことに決定する。

次に「特別支援教育の改善を求める要請」の取り扱いを協議していただきたい。

（「上程」という者あり）（異議なし）

○我如古盛英 委員 特別支援教育の改善ということであり、ぜひ上程をお願いしたい。

○伊波一男 委員 上程。

○佐喜真進 委員 異議なし。

○宮城司 委員長 本件については「本会議へ上程する」ことに決定する。

次に「女性の人材育成と積極的登用並びに環境改善について」の取り扱いを協議していただきたい。

(「上程」という者あり)(異議なし)

○宮城司 委員長 本件については「本会議へ上程する」ことに決定する。

次に「地元産品奨励及び市内企業優先使用に係る要請」の取り扱いを協議していただきたい。

(「上程」という者あり)(異議なし)

○宮城司 委員長 本件については「本会議へ上程する」ことに決定する。

次に「県産品の優先使用について」の取り扱いを協議していただきたい。

(「上程」という者あり)(異議なし)

○宮城司 委員長 本件については「本会議へ上程する」ことに決定する。

次に「宜野湾市シルバー人材センターに対する支援強化について」の取り扱いを協議していただきたい。

(「上程」という者あり)(異議なし)

○宮城司 委員長 本件については「本会議へ上程する」ことに決定する。

次に「全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について」の取り扱いを協議していただきたい。

○島勝政 委員 配付止まり。

○伊波一男 委員 配付止まり。

○桃原功 委員 上程。

○宮城司 委員長 本件については「配付止まり」とすることに決定する。

次に「政府に尖閣諸島地方を分割して特出した天気予報の実施を求める意見書の提出を求める陳情」の取り扱いを協議していただきたい。

○我如古盛英 委員 内容には賛同できる部分もあるが、外交問題に発展しかねない案件であり、国においてしっかり対応すべきという考えのもと「配付止まり」としていただきたい。

○伊波一男 委員 大きな問題で時間もかかり、詳細に研究する必要もあることから「配付止まり」としたい。

○佐喜真進 委員 配付止まり。

○宮城司 委員長 本件については「配付止まり」とすることに決定する。

次に、陳情の追加があるため事務局より説明いただきたい。

○**事務局** 陳情受付の締切日を過ぎた8月30日に、宜野湾市商工会会長を陳情の筆頭代表者として「宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者の優先利用に係る特段の配慮について」という陳情が提出されており、「議長が特に必要と認めるもの」というただし書き条項を適用し、追加して取り上げている。

○**上地安之 委員** 陳情受付の期間が過ぎているにもかかわらず、議長の裁量で追加して受け付けができるという規定と、今回の陳情提出の流れを説明いただきたい。

○**事務局** 本市議会の申し合わせ事項の「9. 陳情、要請等の取り扱い」で「議会運営委員会を開催する7日前までに提出、受理されたものを議会運営委員会に諮る。但し、緊急を要するものはこの限りではない」と規定されており、当該ただし書きを適用している。

○**大城政利 議長** 当該陳情は市内10団体の連名で提出されており、今後予定されている琉球大学医学部及び附属病院の整備に当たり、市内の商工業者を優先的に利用していただきたいとする趣旨である。各議員にもメールにて連絡があったように琉大病院も動き始めていることから、議会としても早めに対応すべきとの考えのもと、追加で審査いただきたいという趣旨である。

○**我如古盛英 委員** 今回、陳情の提出が締切日におくれた理由があると思うが、期成会の結成自体が遅くて間に合わなかったのか。また期成会の事務所は商工会の事務所内にあるのか。

○**事務局** 陳情書に記載の住所は商工会の住所となっているが、事務所を設けているかどうかまでは把握していない。また、陳情の提出期限に間に合わなかった理由が、期成会の結成がおくれたことが原因であるかどうかについては、把握しておらず、また事務局としてそこまで踏み込むものでもないと考えている。

○**我如古盛英 委員** 今回はただし書き条項の適用であり、特例ということなので、おくれた理由についてもある程度の把握には努めていただきたい。陳情者から提出の際にそのような説明がないのであれば、なかったということによい。

○**宮城司 委員長** 陳情の取り扱いに話を戻したい。「宜野湾市西普天間地区返還地整備に伴う市内商工業者の優先利用に係る特段の配慮について」の取り扱いを協議していただきたい。

(「上程」という者あり)(異議なし)

○**宮城司 委員長** 本件については「本会議へ上程する」ことに決定する。次に「委員会への付託及び付託省略案件」について、事務局より説明をいただきたい。

(議会事務局より2件の付託省略案件〈陳情番号の4番、5番〉の説明を行う)

(異議なし)

○宮城司 委員長 陳情の「県産品の優先使用について」と「地元産品奨励及び市内企業優先使用に係る要請」の2件については、委員会付託を省略して進めることとしてよいか。

(異議なし)

○宮城司 委員長 付託先については、従来どおり議長に一任することとしてよいか。

(異議なし)

○宮城司 委員長 次に「会期の決定」に当たり、各会派の一般質問予定者について報告いただきたい。

(各会派からの質問予定者の報告)

○宮城司 委員長 質問者は23名であり、一般質問日は20日から27日までの6日間とし、会期については、9月8日から28日までの21日間としてよいか。

(異議なし)

【協議結果】

第408回定例会の運営については、以下のとおり決定(全会一致)した。

- ① 一般質問の時間制限：答弁を含めないで1人30分以内
- ② 中間表決：9月20日(議案第48号)
- ③ 陳情書等の取り扱い：全9件(上程7件、配布止まり2件)
- ④ 委員会付託省略案件：2件(陳情4、5)
- ⑤ 会期：9月8日から28日までの21日間(別紙のとおり)

【協議事項】

第2回議会報告及び市民との意見交換会における市民意見に対する回答について

(回答案について事務局より説明する)

○宮城司 委員長 事務局より説明のあったとおりでよいか。

○大城政利 議長 内容的にはよいと思うが、文案中の「聞き置き」という表現は、市民の受け止めとして好ましくないのではないかと。もっと適切な表現はないのか。

○桃原功 委員 当該文言を削ったほうが、回答としてはシンプルでよいのではないかと。

○宮城司 委員長 回答欄1から4までの「参考意見として聞き置き」という文言については削除するというのでよいか。

(異議なし)

○宮城司 委員長 今後は、作成した資料を政策討論会全体会において確認、議会全体の意思決定の上、市民の皆様へ回答していく流れである。

【協議結果】

市民意見への対応について、協議のとおり対応方針を決定する。

【協議事項】

「議員が提出する決議、意見書のみで開催する臨時会に係る議運」について

(他市の状況について事務局より説明する)

○宮城司 委員長 本件については持ち帰り各会派で協議していただくということでよいか。

(異議なし)

○宮城司 委員長 次回の委員会で意見を集約してまいりたい。開催日時については、各会派の意見の集約状況を見ながら、今定例会中を目安に開催してまいりたい。

【協議結果】

本件については、各会派へ持ち帰りとし、次回委員会で引き続き協議を行う。

○宮城司 委員長 そのほかに何かあるか。

○事務局 請願の提出締切日が9月定例会初日の午後5時までとなっているが、現在1件の請願（沖縄県主催による国民保護計画に基づく避難訓練の実施訓練を求める請願）が提出されている。紹介議員は呉屋等議員となっている。

○大城政利 議長 請願の紹介議員になるに当たっては、請願人と同様に、審査の過程で説明を求められ、質疑を受ける立場にもなりうることから、踏み込んだ質疑があった場合でも答弁ができるくらい理解しているのかといった疑問もある。ぜひ事務局で調べて資料を準備していただきたい。

○事務局 前回、請願が提出された際にも各市の取り扱い状況を、資料としてまとめ配付した経緯がある。請願の紹介議員になった際の注意事項等について資料をまとめ次回の委員会で配付してまいりたい。

○宮城司 委員長 以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

閉会時刻（午前10時45分）